

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）の規定に基づき、本市の下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・本条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び同法施行令（昭和27年政令第403号）の規定に基づき、大和市下水道事業の設置に必要な事項を定めています。

(下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、大和市下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

【解説】

- ・大和市が下水道事業を設置する目的について規定しています。
- ・公共用水域とは、河川、湖沼等の公共の用に供される水域のことをいいます。また、公共下水道の雨水渠^{きよ}、雨水流域下水道及び都市下水路は、公共用水域とされていません（下水道法逐条解説より）。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定に基づき、法第2条第2項に規定する財務規定等を下水道事業に適用する。

【解説】

- ・地方公営企業法は、公営企業のうち、特定の事業にのみ適用されます。
- ・法律上当然に適用される場合（当然適用）と、地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合（任意適用）があります。
- ・また、地方公営企業法の規定を全部適用する場合（全部適用）と、財務や会計に関する規定（第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで、附則第2項及び第3項）のみを適用する場合（財務適用）があります。
- ・地方公営企業法が当然適用される事業と病院事業以外の事業で、主として事業の経費を事業の経営に伴う収入をもって充てる事業については、条例で定めることにより、地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができるとされ

ています（地方公営企業法第2条第3項、同法施行令第1条第2項）。

- ・大和市の下水道事業は、任意適用であり、財務適用とすることを規定しています。

（経営の基本）

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の区域、計画人口及び計画汚水量は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画によるものとする。

【解説】

- ・大和市の下水道事業の経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業規模を規定しています。
- ・第1項では、地方公営企業法第3条に規定されている、経営の基本原則を引用しています。
- ・第2項は、大和市の下水道事業の事業範囲を規定しています。
- ・大和市の下水道事業の事業範囲は、下水道法（昭和33年法律第79号）の規定により定められた事業計画にある区域、計画人口及び計画汚水量とすることとしています。
- ・下水道法第4条第1項では、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ事業計画を定めなければならないことが規定されています。
- ・大和市は、事業計画として昭和29年に「大和市公共下水道事業計画」を策定しており、策定時及び変更時に公告しています。

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

【解説】

- ・大和市の下水道事業における重要な資産の取得及び処分について、予算で定めるべき内容を明らかにしています。
- ・地方公営企業法第33条第2項では、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及

び処分について規定されています。

- ・資産の種類及び金額については、地方公営企業法施行令第26条の3で基準が定められています。
- ・資産の種類は、不動産若しくは動産、土地については、市町村は1件5,000平方メートル以上のもの、金額は、指定都市を除く市は、20,000,000円が基準となっています。
- ・この基準をもとに、重要な資産の取得及び処分のうち、予算で定めるべき内容を条例で定める必要があります。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支出負担行為に関する確認の事務

【解説】

- ・本条は、会計管理者へ委任する事務について規定するものです。
- ・地方公営企業法第34条の2では、財務規定等が適用される場合の管理者の権限について規定されています。
- ・財務規定等を適用する場合は、管理者の権限は市長が行うことと規定されていますが、出納その他の会計事務及び決算に関する事務については、条例で定めるところにより、会計管理者に行わせることができるとされています。
- ・地方公営企業法適用後も会計事務が円滑に行われるよう、法適用以前に会計管理者が行っていた事務と同様の事務を会計管理者に委任することを規定しています。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価額が500,000円以上のもの
- (2) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が500,000円（道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故で自動車

損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第13条第1項の保険金額の支払を受けられるものは、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に規定する保険金額）を超えるもの

【解説】

- ・本条では、負担付きの寄附や贈与を受ける際に大和市議会の議決が必要となる要件を定めています。
- ・地方公営企業法第40条第2項で、条例で定めるものを除き、負担付きの寄附又は贈与を受けること、市が当事者である審査請求その他不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決は不要であることが規定されています。
- ・しかし、係争金額の多額なもの等重要な事案に関しては、市議会の議決が必要であるため、この条文において議決すべき事項として規定しています。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 市長は、下水道事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（法第40条の2第1項の書類をいう。以下「業務状況説明書類」という。）については11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類については翌年5月31日までに作成しなければならない。

2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する業務状況説明書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1）事業の概要

（2）経理の状況

（3）前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするために市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに業務状況説明書類を作成することができなかった場合においては、市長は、速やかにこれを作成しなければならない。

【解説】

- ・本条は、下水道事業の業務状況説明書類の作成について規定しています。

- ・地方公営企業法第40条の2第1項では、地方公営企業である下水道事業の管理者は、条例に基づき、毎事業年度に少なくとも2回以上業務状況説明書類を作成し、市長へ提出しなければならないと規定されています。そして、市長は遅滞なく公表することと規定されています。
- ・第1項では、業務状況説明書類の作成時期について定めており、4月1日から9月30日までの業務状況説明書類は11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類は翌年5月31日までに作成しなければならないとしています。
- ・第2項では、業務状況説明書類に記載すべき事項は、事業の概要と経理の状況のほか、下水道事業の経営状況を明らかにするために必要であると市長が認める事項と規定しています。
- ・そのほかに、11月30日までに作成する業務状況説明書類では、前年度の決算の状況を明らかにしなければいけません。また、翌年5月31日までに作成する業務状況説明書類では、当該事業年度の予算の概要と経営方針を明らかにすることとしています。
- ・第3項では、地震や台風等の天災、その他やむを得ない事故が発生し、業務状況説明書類の作成が期日に間に合わなかった場合について規定しており、その場合、市長は、速やかに業務状況説明書類を作成しなければならないとしています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(大和市水路に関する条例の廃止)
- 2 大和市水路に関する条例（昭和43年大和市条例第35号）は廃止する。
(大和市水路に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 施行日前に前項の規定による廃止前の大和市水路に関する条例第5条第1項の規定により許可を受けている行為については、なお従前の例による。
(大和市基金条例の一部改正)
- 4 大和市基金条例（平成19年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第1条中「基金を」の次に「、それぞれ」を加え、同条第15号を削る。
第2条中「について」を「の区分に応じ、」に、「ところによる」を「とおりとす
る」に改め、同条第7号を削る。

第3条第2項中「第1条第1号から第14号まで」を「第1条各号」に改める。

第4条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第5条中「第1条第1号から第14号まで」を「第1条各号」に改める。

(大和市下水道条例の一部改正)

5 大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「－第4条」を「・第4条」に、「第32条」を「第39条」に、「第33条－第35条」を「第40条－第42条」に改める。

第11条第3項中「変更した場合」を「変更し、」に、「休止」を「休止し、」に改める。

第16条第5項中「開始」を「開始し、」に、「又は」を「、又は」に、「休止」を「休止し、」に改める。

第27条第1項中「排水施設に」を「排水施設（以下「排水施設等」という。）に」に、「公共下水道の敷地若しくは排水施設を」を「排水施設等を」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。

第28条を次のように改める。

(占有期間)

第28条 前条第1項の規定により占有の許可を受ける期間（以下「占有期間」という。）は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、3年以内とすることができる。

第35条を第42条とし、第34条を第41条とする。

第33条第8号中「第29条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第40条とする。

第5章中第32条を第39条とし、第31条を第38条とし、第30条を第37条とする。

第29条第1項中「第27条第1項の許可を受けた者」を「占有者」に、「許可を受けた期間」を「占有期間」に改め、同条第2項中「第27条第1項の許可を受けた者」を「占有者」に改め、同条を第36条とし、第28条の次に次の7条を加える。

(占有料の納付)

第29条 第27条第1項の規定により占有の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、占有料を納付しなければならない。

2 占有料の額は、大和市道路占有料徴収条例（昭和28年大和町条例第3号。以下「占有料条例」という。）第2条に規定する占有料の額とする。

(占有料の返還)

第30条 既納の占有料は、返還しない。ただし、市長が占有期間内に第35条第2項の規定により占有者に対し排水施設等の部分を定めてその占有を禁止し、若しくは占有に制限を加えたとき、又は占有者が天災その他特別の事情により排水施設等を占有できなくなったときは、その一部又は全部を返還することができる。

(占有料の減免)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占有料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業が公共の用に供する目的で占有するとき。
- (2) 鉄道の事業のために占有するとき。
- (3) 水道、ガス等を建築物に引き込むための導管を設けるために占有するとき。
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設けるために占有するとき。
- (5) 街灯、防犯灯等を設けるために占有するとき。
- (6) 居住の用に供する建築物の敷地が、排水施設等を占有しなければ当該居住の用に供する建築物の敷地から道路への出入りができない場合にあつて、当該道路に出入りするための通路等を設置するとき。
- (7) 農業生産の用に供するための通路等を設置するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(準用)

第32条 占有料条例第3条及び第6条の規定は、排水施設等の占有料の徴収等について準用する。

(占有者の義務)

第33条 占有者は、占有期間中、当該許可に係る排水施設等を保護し、占有によって生じた危害に対する責任を負い、及び占有によって生じようとする危害を防止しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第34条 占有者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(許可の取消し及び変更)

第35条 市長は、占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該占有者に対し占有の許可を取り消し、その行為を中止させ、必要な措置を指示し、又は排水施設等を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 市長は、占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該占有者に対し排水施設等の部分を定めてその占有を禁止し、又は占有に制限を加えることができる。この場合において、市長は、その旨を占有者に通知しなければならない。

(1) 排水施設等に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 排水施設等の保全又は管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるほか、やむを得ない必要が生じたとき。

(大和市下水道条例の改正に伴う経過措置)

6 施行日前に前項の規定による改正前の大和市下水道条例第27条の規定により占有の許可を受けている行為については、同項の規定による改正後の大和市下水道条例第28条の規定は適用しない。

(大和市法定外公共物管理条例の一部改正)

7 大和市法定外公共物管理条例（平成15年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、下水道法」を「及び下水道法」に改め、「及び大和市水路に関する条例（昭和43年大和市条例第35号）第2条第1項に規定する水路」を削る。

【解説】

- ・附則は、この条例の施行期日のほか、この条例の施行の際に必要な事項を規定しています。
- ・第1項は、この条例の施行期日を定めており、この条例の効力が発生する日は、令和2年4月1日とすることを定めています。
- ・第2項は、この条例の施行にあわせて、大和市水路に関する条例（昭和43年大和市条例第35号）は不要なため、廃止する旨を規定しています。
- ・第3項は、大和市水路に関する条例の廃止に伴う経過措置を設け、廃止前に同条例第5条第1項の規定により許可を受けている行為については、同条例の規定を適用させることを規定しています。

- ・第4項及び第5項は、この条例の施行にあわせて、以前から施行されている大和市基金条例（平成19年大和市条例第11号）、大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）の一部を改正する必要があるため、これらの条例を改正する旨及びその改正内容を規定しています。
- ・第6項は、大和市下水道条例の一部改正に伴う経過措置を設け、同条例の一部が改正されても、改正前の大和市下水道条例第27条に基づいて受けた占用許可については、改正後の大和市下水道条例第28条の規定は適用しないことを規定しています。
- ・第7項は、この条例の施行にあわせて、以前から施行されている大和市法定外公共物管理条例（平成15年大和市条例第8号）の一部を改正する必要があるため、同条例を改正する旨及びその改正内容を規定しています。